

区長報告第十七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和七年三月二十一日議決を得た工事請負契約（港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事）の契約金額「二十億百八十九万円」を「二十億三千七百六十九万五千円」に変更する。